

# 資料 8

## 常勤換算方法について

人員配置基準・各種加算要件については、常勤換算を用いる必要があり、その確認のため「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出いただいているが、同表を使った算定方法では、実態とあわない部分があるので、以下のとおり取り扱いを統一する。

### 1 常勤職員の常勤換算

- 従前： 実際の勤務実績（又は予定）で勤務態勢一覧表を作成すると、夜勤等の不規則勤務や有給休暇の取得等により、常勤換算が1にならない。
- 対応： 勤務実績（予定）に関わらず、常勤職員（兼務職員、1ヶ月以上の欠勤者を除く専従職員）の常勤換算は1.0人とする。

### 2 非常勤又は兼務職員の常勤換算における端数処理

- 従前： 勤務形態一覧表に記入された勤務実績に従って、各従業員毎に常勤換算を計算（端数切捨）し、合計。
- 対応： 非常勤職員、上記1を除く常勤職員については、全員の勤務時間を合計した後、常勤職員が勤務すべき時間で除した数値を常勤換算後の人数とする（最後に端数切捨）

【例】常勤換算方法（常勤職員が勤務すべき時間：週40時間）

勤務形態		勤務時間/4週
常勤・専従職員（長期欠勤者を除く）	2人	—
その他職員	非常勤・専従職員E	40.0時間
	非常勤・専従職員F	126.0時間
	計	166.0時間

①常勤・専従職員（長期欠勤者を除く）： 2人

②その他職員：（合計勤務時間）÷（常勤職員勤務時間） $166/160=1.0375$ 人

常勤換算：2人+1.0375人=3.0375人 改め 3.0人（端数切捨）

今後上記取り扱いを反映させた一覧表（様式）を作成し、提示予定

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (注1)

**【別紙】 従来の常勤換算方法**

障害者支援の種類		障害者支援施設 (生活介護)		事業所・施設名		障害者支援施設〇〇園																												
定員		20人	前年度の平均実利用者数		15.0人	基準上の必要職員数		3.0人																										
平均障害支援区分 (注5) ※生活介護・施設入所支援のみ		4.5		人員配置区分		Ⅷ型 (5:1)		該当する体制等 (注3)		なし																								
職種 (注4)	勤務形態	氏名	第1週 (注2)							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
管理者	常勤・専従	A	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0	
サービス管理責任者	常勤・専従	B	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0	
生活支援員	常勤・専従	C	8	8			8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8			152	38.0	<u>0.9</u>		
生活支援員	常勤・専従	D		8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	168	42.0	<u>1.0</u>	
生活支援員	非常勤・専従	E	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			40	10.0	0.2	
看護職員	非常勤・専従	F	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6			126	31.5	0.7
合計																														486	121.5	<u>2.8</u>		
		1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数				40																												
		サービス提供時間																																

**1.常勤職員の常勤換算**  
夜勤や翌月への休暇振り替え等により、常勤専従職員1人当たりの常勤換算人数が1.0人とにならないケースがある。

**2.常勤換算の端数処理**  
E : 40/160=0.25人  
改め0.2人  
  
F : 126/160=0.7875人  
改め0.7人  
↓  
○端数処理前  
0.25人+0.7875人=1.0375人  
○端数処理後  
0.2人+0.7人=0.9人  
→端数処理により常勤換算人数に増減が生じる。

(法人代表者確認欄) ※記名押印してください。  
本表における常勤・専従職員は、他事業所の職員と重複しておりません。  
※地域移行支援型ホームにおける従業者は、当該ホームを設置する精神科病院の職員と兼務しておりません。  
  
**(記名)** **印**

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。  
注2 \*欄は、当該月の曜日を記入してください。  
注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、別記様式第4号別紙1「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください (この際、別記様式第4号別紙1「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)  
注4 「職種」欄は、すべての職種を記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。  
注5 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください (ただし、前年度の平均利用者数の算定にあたっては小数点第2位以下を切り上げた数を、平均障害支援区分の算定にあたっては小数点第2位以下を四捨五入した数を、重度障害者割合の算出にあたっては小数点以下第1位を四捨五入した数を用いてください)。  
注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。  
注7 各事業所・施設において使用している勤務割表等 (変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等) により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況 (関係する場合) が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

平成29年度第2回  
指定障害福祉サービス事業者等  
集団指導資料



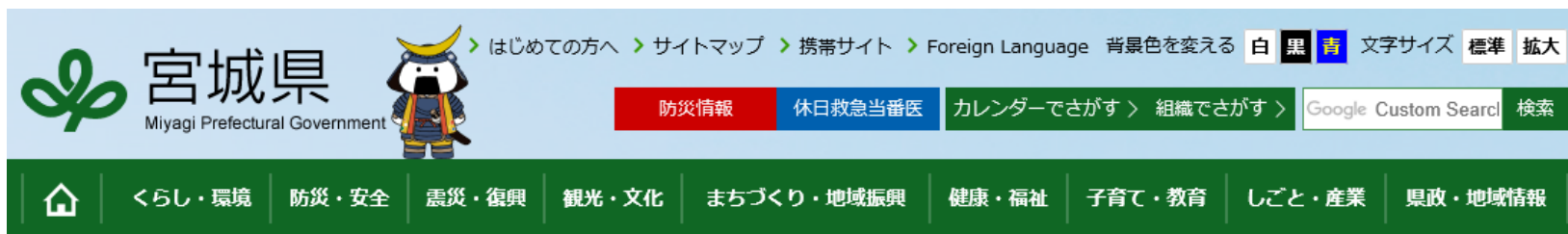
## 資料 9

# みやぎ障害者プランと 宮城県障害福祉計画の 改定について

平成30年3月23日  
宮城県障害福祉課

# (参考) 計画最終案の冊子について

「平成29年度第4回宮城県障害者施策推進協議会」で検索した県のホームページから、最終案の冊子をダウンロードできます



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [健康・福祉](#) > [障がい者福祉](#) > [障害福祉サービス](#) > 平成29年度第4回宮城県障害者施策推進協議会について

読み上げる

## 平成29年度第4回宮城県障害者施策推進協議会について

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2018年3月13日更新

県の障害福祉に関する審議会である「宮城県障害者施策推進協議会」を下記のとおり開催いたしましたので、お知らせいたします。  
当日は、県の障害福祉施策に関する基本的な計画である「みやぎ障害者プラン」と、障害のある方に対するサービスの提供体制の確保に関する計画である「宮城県障害福祉計画」の最終案について委員の御意見を頂戴し、概ね了承いただきました。

### 【資料の見方】

プラン P1

**みやぎ障害者プラン（最終案）冊子**の1ページについて説明しています。

計画 P1

**宮城県障害福祉計画（最終案）冊子**の1ページについて説明しています。

## 1 計画策定の趣旨・背景

2 みやぎ障害者プラン（最終案）の概要

3 宮城県障害福祉計画（最終案）の概要

# 計画策定の趣旨

プラン P2

計画 P1



- ▽ 県が策定する「みやぎ障害者プラン」と「宮城県障害福祉計画」について現行計画の期間満了（～H29年度）に伴い，新たな計画を策定するもの

## 障害者プランと障害福祉計画の関係

名称	みやぎ障害者プラン	宮城県障害福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第2項 (都道府県障害者計画)	障害者総合支援法第89条 (第5期都道府県障害福祉計画) 児童福祉法第33条の22 (H30.4.1施行) (第1期都道府県障害児福祉計画)
性格	県の障害者施策に関する基本的な計画 ( <b>施策集のイメージ</b> )	障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画 ( <b>目標・指標集のイメージ</b> )
期間	任意 (H30-35年度の6年間)	国の指針で規定 (H30-32年度の3年間)
策定	国の「障害者基本計画」を基本とし， 県の障害者の状況等を踏まえ策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針に即し，<b>市町村の障害福祉計画と整合性</b>を図りながら策定</li> <li>法に基づき第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を一体的に策定</li> </ul>
意見反映	県の審議会（障害者施策推進協議会）の意見を聴かなければならない	県の審議会（障害者施策推進協議会）の意見を聴かなければならない ----- 県の協議会（自立支援協議会）の意見を聴くよう努めなければならない

# 策定の経過

プラン P78

計画 P2



▽ 県の審議会における審議に加え、障害のある人への意向調査や、市町村との協議、関係団体との意見交換等を経て策定

## 主な策定経過

時期	みやぎ障害者プラン	宮城県障害福祉計画
H28.10月	審議会①「プランの骨子について」	審議会（報告）「第4期計画の進捗状況」
H29.1月	平成28年度「宮城県障害者施策推進基礎調査（アンケート調査）」の実施	
〃 2月	審議会②「プラン重点施策について」	審議会（報告）「国の基本指針案」
〃 6月	審議会③「プラン各論について」	市町村計画担当者会議の開催
〃 9月	—	市町村計画における成果目標等の照会
〃 10月	審議会④「プラン中間案について」	審議会①「目標設定の考え方について」
〃 11月	—	審議会②「計画中間案について」
〃 12月	両計画の中間案に係る県議会への報告，パブリックコメントの実施（1か月間）	
H30.1月	主な関係団体への個別説明，市町村との最終調整	
〃 2月	県自立支援協議会での審議（両計画の最終案）	
	審議会⑤「プラン最終案について」	審議会③「計画最終案について」
〃 3月	両計画の最終案に係る県議会への報告，策定・公表	

## 1 計画策定の趣旨・背景

## 2 みやぎ障害者プラン（最終案）の概要

### ① 障害のある人の現状等

### ② プランの重点施策について

## 3 宮城県障害福祉計画（最終案）の概要



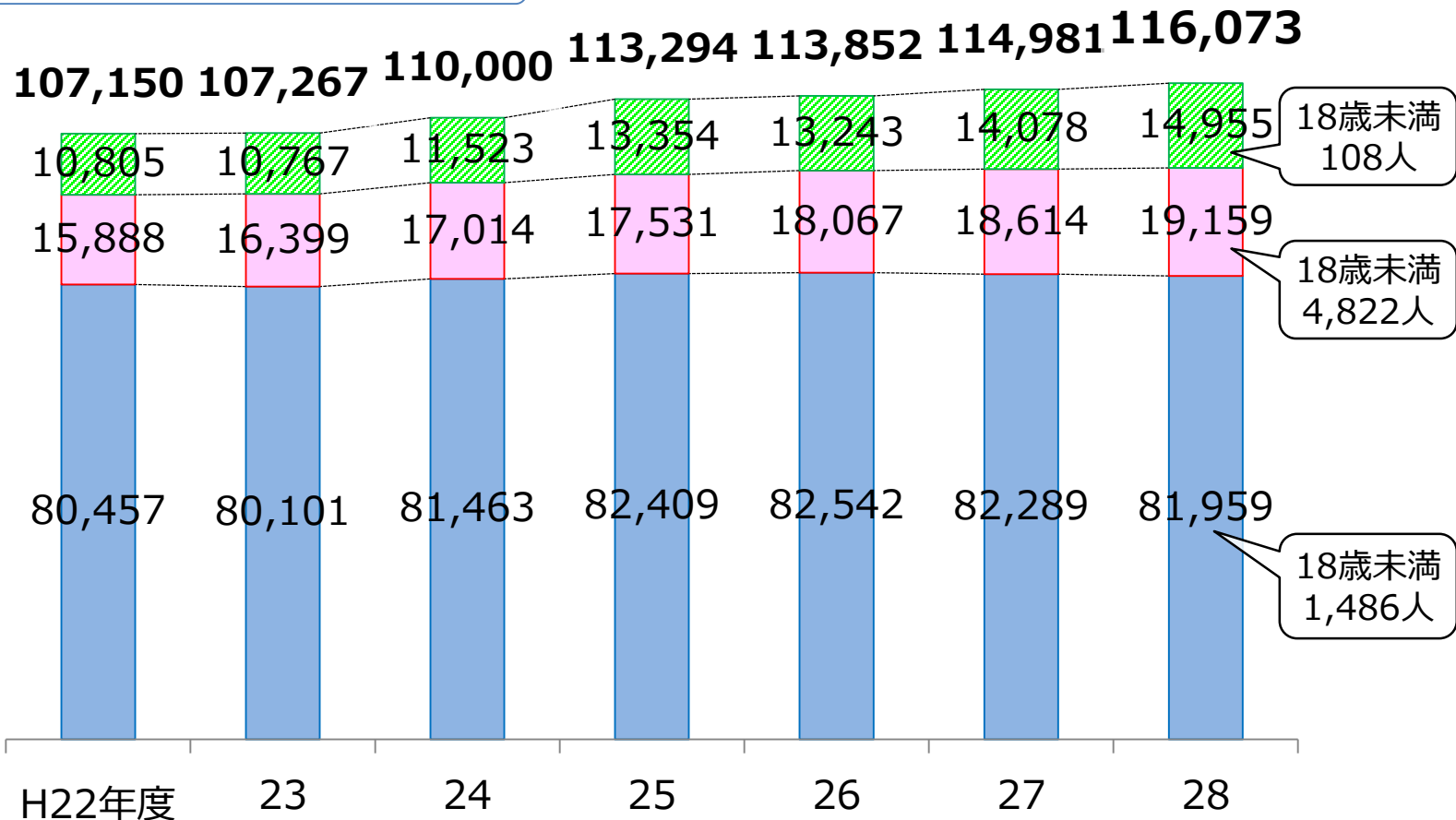
# 県内の障害者手帳所持者数

プラン P10



▽ H28年度末における本県の障害者手帳所持者数は**約11.6万人**  
うち身体障害が約8.2万人（70.9%）、知的障害が約1.9万人（16.5%）、  
精神障害が約1.5万人（12.9%）となっている

## 障害者手帳所持者数の推移（人）



# 障害者総合支援法に基づくサービス①

プラン P16

計画 P5



サービス名	サービスの内容	事業所数
居宅介護※	居宅で入浴，排せつ，食事の介護等を行う	349
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常時介護を要する者に，居宅で入浴，排せつ，食事の介護，外出時の移動支援等を総合的に行う	324
同行援護※	視覚障害により，移動に著しい困難を有する人に，移動に必要な情報の提供（代筆代読を含む），移動の援護等の外出支援を行う	133
行動援護※	知的・精神障害により，行動上著しい困難を有する者が行動する際に生じうる危険回避のために必要な援護，外出支援等を行う	51
療養介護	医療と常時介護を要する者に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の世話を行う	3
生活介護	常時介護を要する者に，昼間，入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動や生産活動の機会を提供する	147
短期入所※	居宅介護者が病気等の場合に，施設の短期間入所・介護等を行う	106
重度障害者等包括支援※	介護の必要性が非常に高い者に，複数のサービスを包括的に行う	0
施設入所支援	施設入所者に，夜間や休日，入浴，排せつ，食事の介護等を行う	38
地域移行支援	障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者等に対して，住居の確保や，地域生活に移行するための相談等の支援を行う	47
地域定着支援	居宅で単身等で生活する障害者に対して，常時の連絡体制を確保し，障害の特性に起因して生じた緊急事態等への支援を行う	47
計画相談支援	支給決定に係るサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに，サービス等利用計画の作成を行う	145

「※」のついたサービスは**障害児も利用可能**，事業所数はH29.6.1現在の数値

# 障害者総合支援法に基づくサービス②

プラン P16

計画 P5



サービス名	サービスの内容	事業所数
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者・難病等対象者に対して、施設等又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行う	5
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者に対して、施設等又は居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の日常生活を営むために必要な訓練等を行う	28
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、一般企業等での雇用が可能と見込まれる者に対し、一定期間、就労に必要な訓練を行う	84
就労継続支援 A型	一般企業等での雇用が困難な障害者のうち、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の者に対し、就労機会の提供・訓練等を行う	55
就労継続支援 B型	一般企業等での雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等に対して、就労・生産活動の機会を提供し、訓練等を行う	186
就労定着支援 (H30～)	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行う	—
自立生活援助 (H30～)	一人暮らしを希望する者等の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行う	—
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、日常生活上の援助を行う	124

※事業所数はH29.6.1現在の数値

# 児童福祉法に基づくサービス

プラン P16

計画 P6



サービス名	サービスの内容	事業所数
児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う	63
医療型児童発達支援	未就学の障害児（肢体不自由児）に対して、児童発達支援と治療を行う	0
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う	189
居宅訪問型児童発達支援（H30～）	重度の障害児に対して、自宅を訪問し、日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与等を行う	—
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、施設の障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う	11
福祉型障害児入所支援	障害児に対して、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う	2
医療型障害児入所支援	知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児に対して、疾病の治療・看護、また、食事・排せつ・入浴等の介護、訓練等を行う	4
障害児相談支援	障害児支援の利用について、障害児支援利用計画の作成や施設等との連絡調整、モニタリング等を行う	125

※事業所数はH29.6.1現在の数値

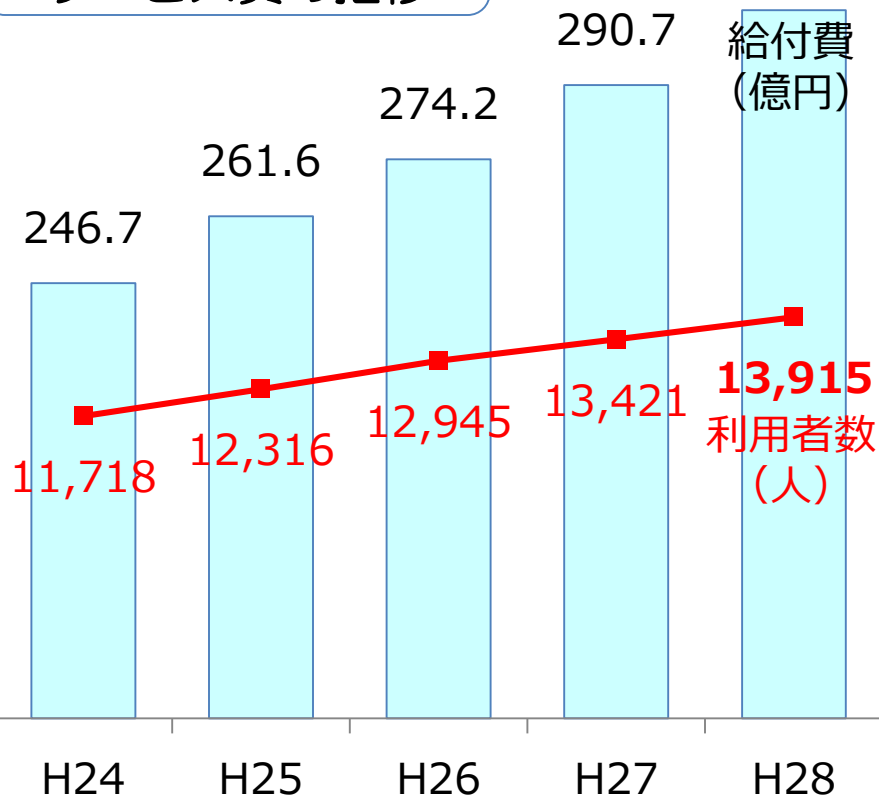
# 障害福祉サービス費の推移

プラン P14

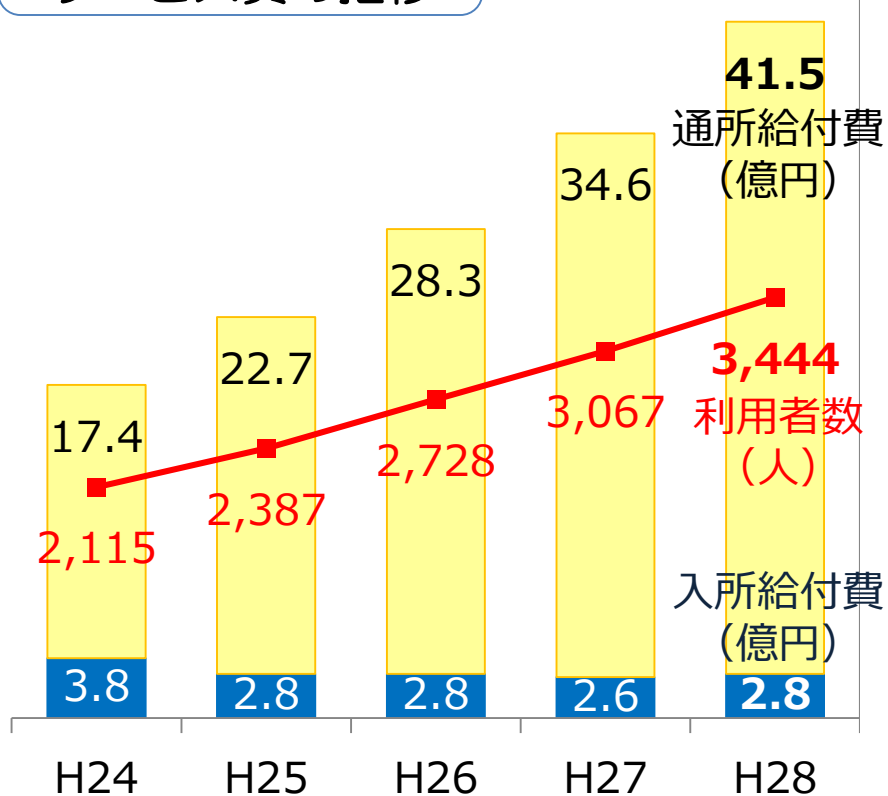


- ▽ 総合支援法に基づくサービス給付額は約307億円（利用者数は約1.4万人）
- 児童福祉法に基づくサービス給付額は約44億円（利用者数は約3,400人）
- ※ 費用負担割合は国1/2, 県1/4, 市町村1/4（入所給付費は国1/2・県1/2）

### 障害者総合支援法 サービス費の推移



### 児童福祉法 サービス費の推移



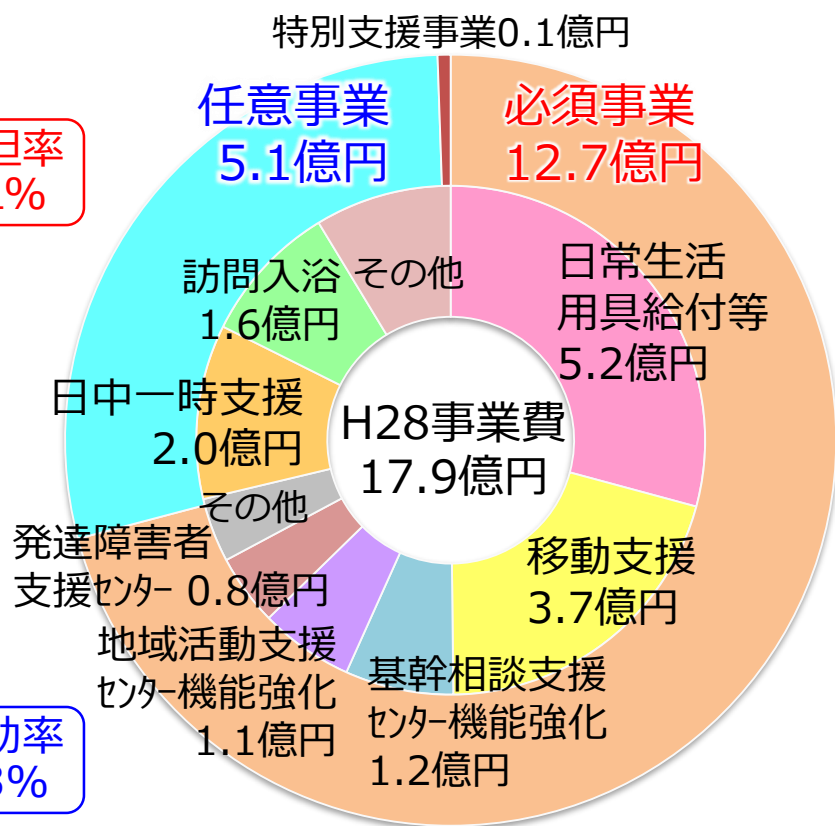
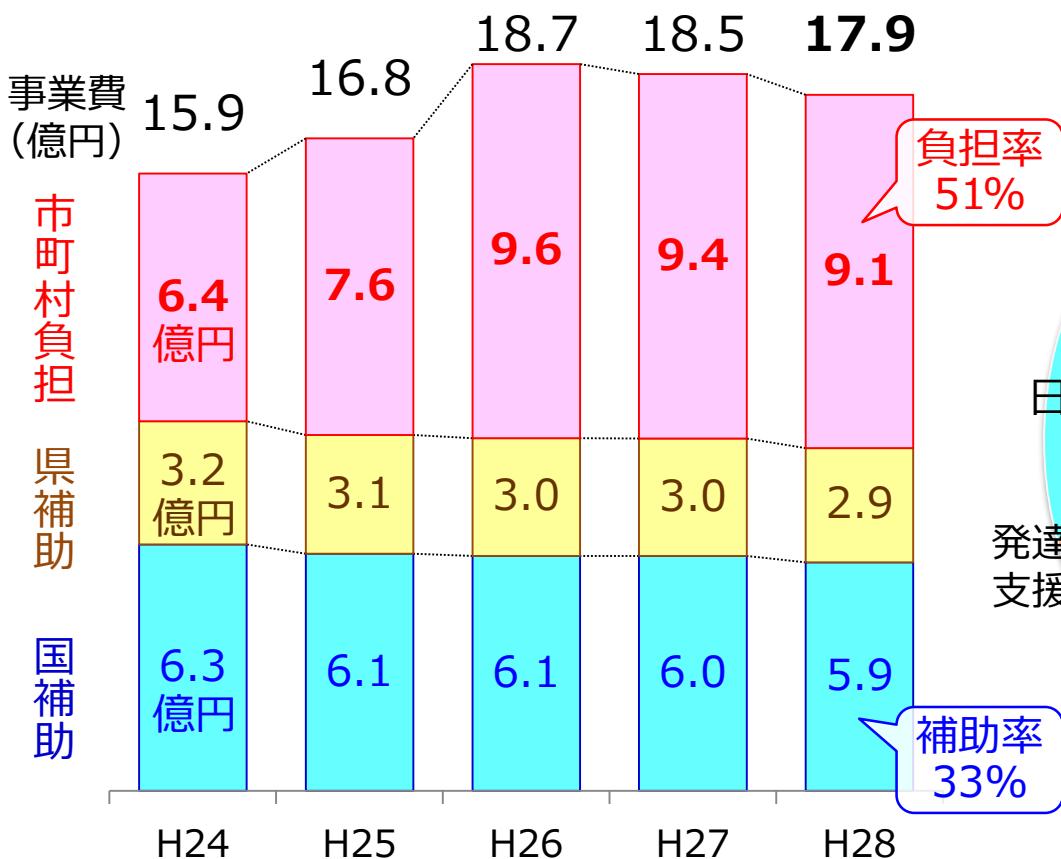
# 地域生活支援事業（市町村）



▽ 市町村が行う「地域生活支援事業等」の事業費はH28実績で約17.9億円  
 費用負担は、原則として国1/2，県1/4，市町村1/4だが、  
 近年は国の補助率が3割程度と市町村の財政負担が大きくなっている

市町村地域生活支援事業費の推移

市町村事業費の内訳



# 地域生活支援事業（県）

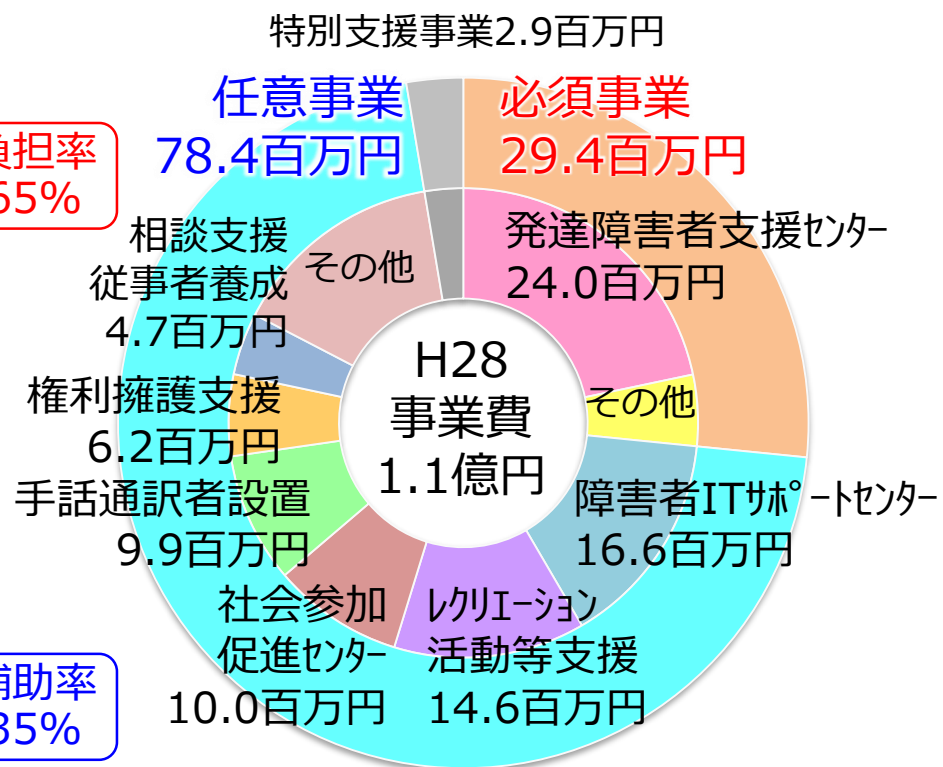
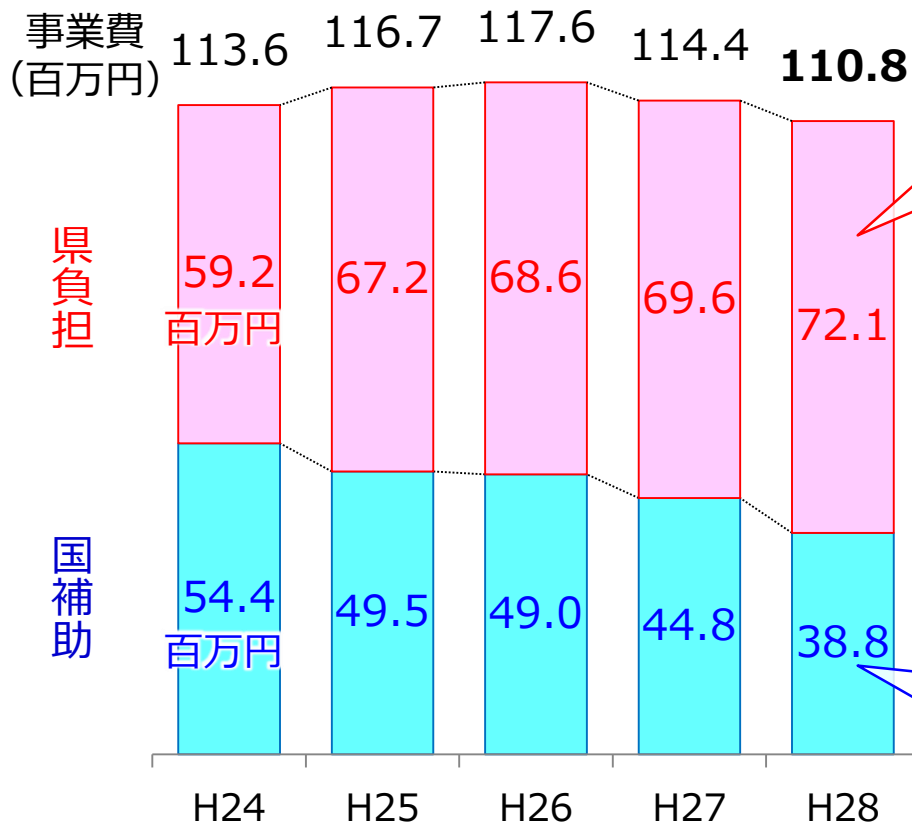
プラン P15



▽ 県が行う「地域生活支援事業等」の事業費は**H28実績で約1.1億円**  
 費用負担は、原則として国1/2，県1/2だが，市町村事業と同様，  
 近年は国の補助率が3割強であり，県の財政負担が大きくなっている

県地域生活支援事業費の推移

県事業費の内訳



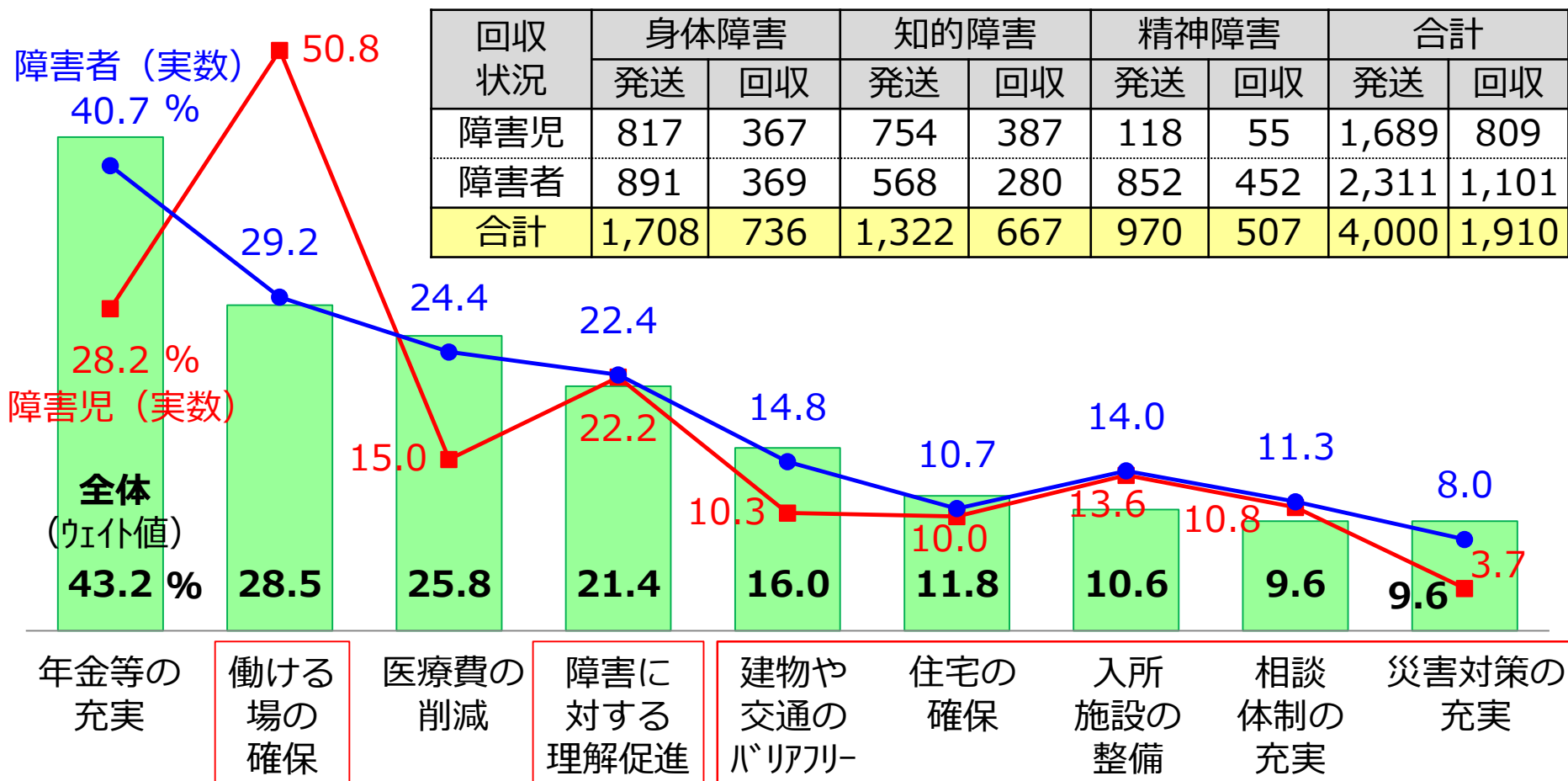
# 最優先で取り組んでほしい施策

プラン P20



▽ 年金等の充実や医療費の削減等，全国的な対応を要するもののほか，**就労支援**や，**障害への理解**，**生活環境の整備**など地域的な取組課題も多数

## H28年度「宮城県障害者施策推進基礎調査（アンケート調査）」の概要





## 1 計画策定の趣旨・背景

## 2 みやぎ障害者プラン（最終案）の概要

① 障害のある人の現状等

② プランの重点施策について

## 3 宮城県障害福祉計画（最終案）の概要

## 基本理念

だれもが **生きがいを実感** しながら、**共に充実した生活** を **安心して送る** ことができる **地域社会づくり**

計画/期間	H28	29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国の基本計画	3次計画		4次計画 (5年)					5次	反映
みやぎ障害者プラン	旧プラン (7年)		次期プラン (6年)					反映	次々期
宮城県障害福祉計画	第4期 (3年)		第5期 (3年)			第6期 (3年)			7期

### 【次期プランの体系イメージ】

★：重点施策 ○：理念に基づく施策の方向性

#### ① 共に生活するために

- 心のバリアフリーの推進
- 情報のバリアフリーの推進
- 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

#### ★1 障害を理由とする差別の解消

#### ② いきいきと生活するために

- 活動・活躍の機会創出
- 多様な教育的ニーズへの対応
- 雇用・就労の促進

#### ★3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

#### ★2 雇用・就労等の促進による経済的自立

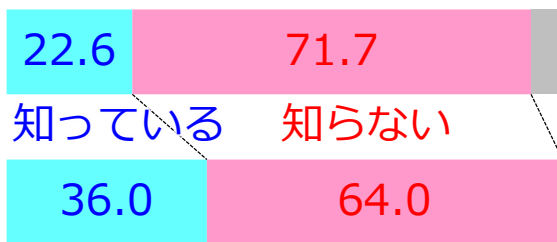
- 相談支援体制の拡充
- 生活安定のための支援
- 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備
- 保健・医療・福祉の連携促進
- 防犯・防災対策の充実

#### ③ 安心して生活するために

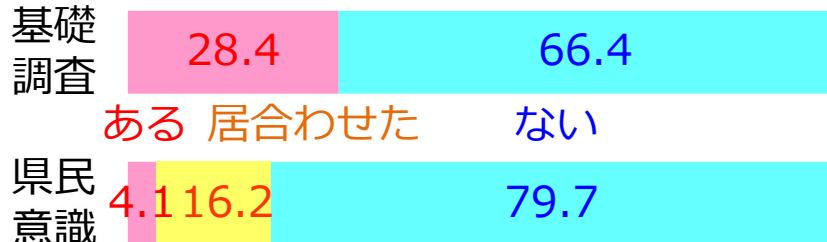
## 【現状・課題】

障害のある人への  
理解・関心の不足

差別解消法の認知（％）

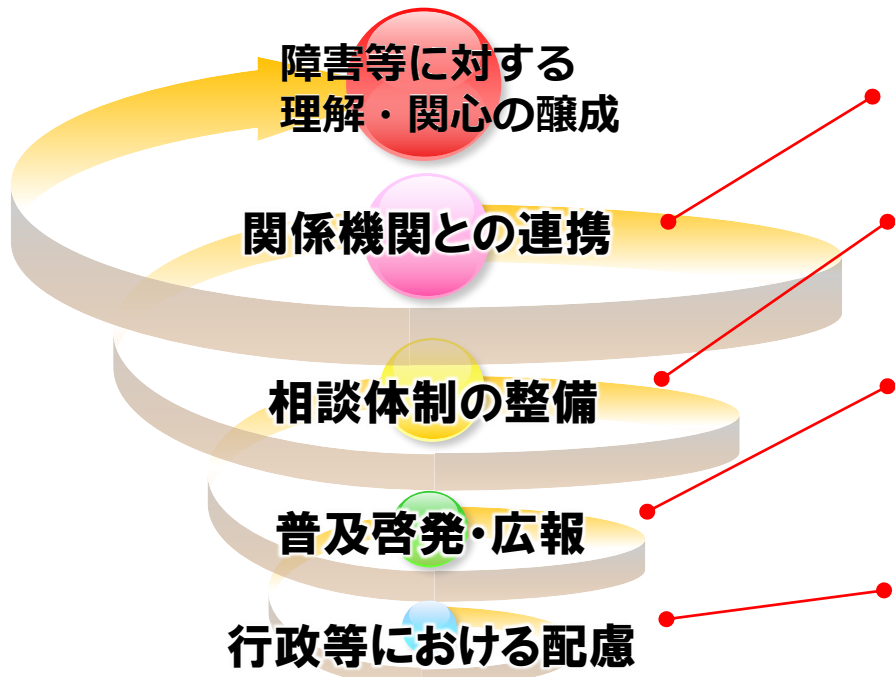


障害を理由とした差別の経験（％）



【出典】 H28宮城県障害者施策推進基礎調査／H28宮城県県民意識調査

## 【施策の方向】



## 【主な推進施策】

- 施策推進協議会（地域協議会）を核とする関係者の合意形成・紛争防止促進
- 県の総合相談窓口の設置・運営  
市町村等窓口との情報共有・連携
- 関連団体等と連携した普及啓発  
障害者週間等における関連行事の開催  
ヘルプマーク・パーキングパーミット制度の導入  
「共に学ぶ教育」の推進等
- 県の対応要領に基づく内部研修  
県主催行事への手話通訳等派遣  
情報アクセシビリティの向上

## 障害者虐待防止・差別解消推進事業

拡充

### 事業の概要

予算要求額  
(対H29当初比)

- 1 ヘルプマーク導入事業 (5,000千円) 新**  
外見ではわかりにくい困難を抱えた人への配慮を促すヘルプマークの導入・普及



**13,859千円**  
(+ 5,362千円)

- 2 障害者権利擁護センター運営事業 (4,666千円) 継**  
障害のある人への虐待・差別に関する県の相談窓口の運営等

- 3 合理的配慮提供事業 (1,752千円) 継**  
県が行う合理的配慮の一環として、主催行事への手話通訳・要約筆記者の派遣、資料の点訳を行う



- 4 その他 (2,441千円) 継**  
審議会・会議・研修、障害者週間の関連行事開催



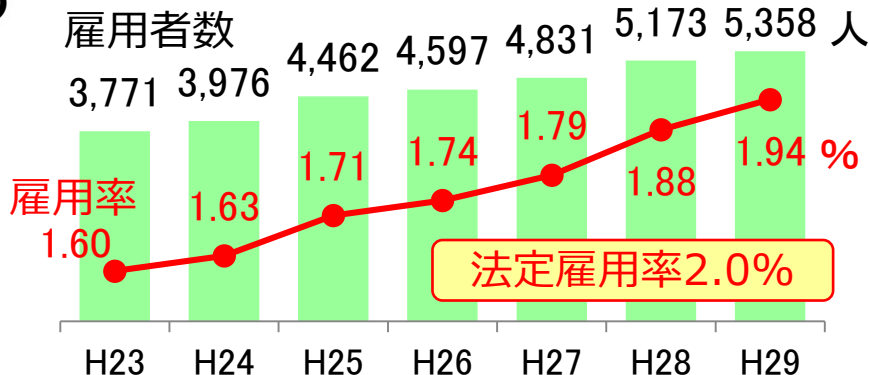


## 【現状・課題】

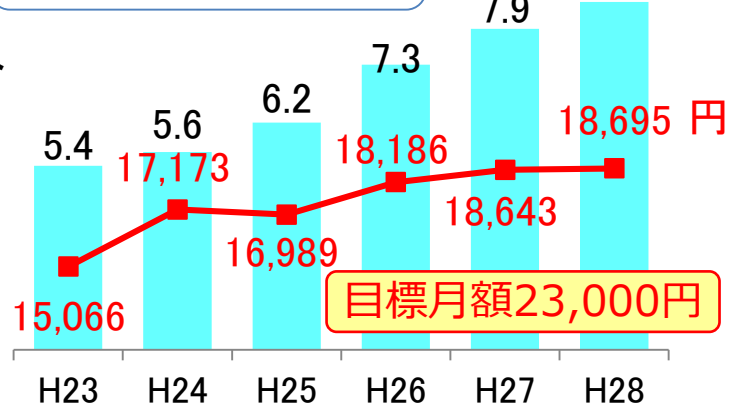
障害者雇用の  
更なる拡大  
(一般就労)

工賃の向上  
(福祉的就労)

雇用障害者数と  
民間企業の実雇用率



平均工賃月額と  
工賃総額 (就労B)



## 【施策の方向・主な推進施策】

関係機関と連携した  
民間企業への普及啓発等  
雇用安定化への環境整備

安定した  
雇用の確保

事業所等の  
経営改善

工賃向上計画策定  
商品開発・販路開拓  
展示販売会開催

一般就労の場確保  
ICTスキルの習得支援  
特別支援学校生徒の  
職場・実習先拡大

職業訓練  
能力開発

雇用機会の拡大  
工賃の向上

就業機会の  
多様化促進

県による実習受入  
農福連携の促進  
介護分野への就労支援

県の調達方針に基づく  
物品・役務等積極購入

優先調達

関係機関への  
優先調達働きかけ

## 障害者工賃向上支援総合対策事業

継

事業の概要	予算要求額 (対H29当初比)
<p><b>1 工賃向上支援事業</b> (6,086千円)                      工場外派遣, 研修会の開催等を通じた事業所の経営改善支援</p> <p><b>2 工賃向上支援計画検証会議</b> (250千円)                      県が策定する工賃向上支援計画に係る検討会議の開催</p> <p><b>3 農福連携による工賃向上支援事業</b> (3,660千円)                      専門家派遣, マルシの開催支援を通じた農福連携の推進</p>	<p><b>9,996千円</b> (▲219千円)</p>



## 就労移行支援事業所機能強化事業

継

事業の概要	予算要求額 (対H29当初比)
<p>事業所の職員を対象とした就労支援ノウハウに係る研修の実施,                      実習受入企業の開拓支援を通じた企業との連携強化</p>	<p><b>30,000千円</b> (±0千円)</p>

## 障害者就業・生活支援センター事業

継

事業の概要	予算要求額
<p><b>1 障害者・就業生活支援センター運営事業</b> (34,954千円) 各障害福祉圏域に設置 (7か所) しているセンターの運営費</p> <p><b>2 就労移行等連携調整事業</b> (4,712千円) 就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面支援</p> <p>①支援対象障害者等に対するアセスメントの実施, 支援計画作成 ②就労継続支援事業所等と連携した一般就労への移行支援 ③年齢等により, 一般就労が困難となった方の「働く場」の移行 ④適切なアセスメントに基づく適切な支援を行うための体制構築</p>	<p><b>39,666千円</b> 〔対H29当初比 +56千円〕</p>

## 就労支援事業費

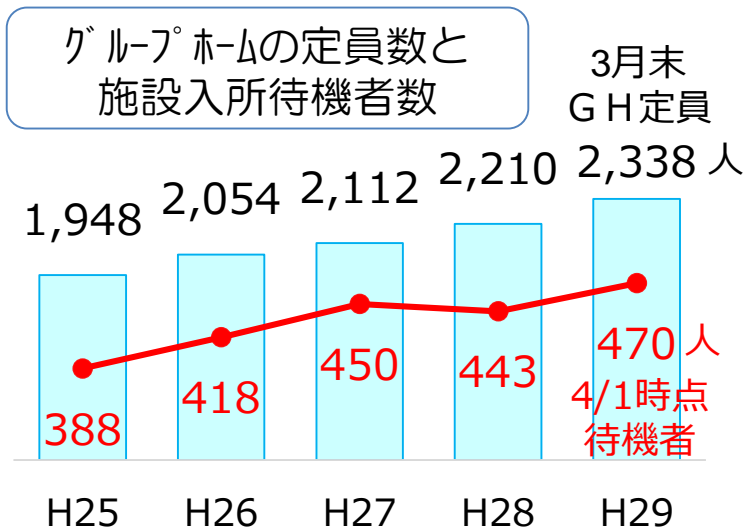
継

事業の概要	予算要求額
<p>知的障害者を対象とした居宅介護職員初任者研修の開催 県庁を職場実習先としたビジネスアシスタント事業の実施</p>	<p><b>5,259千円</b> 〔対H29当初比 ▲259千円〕</p>

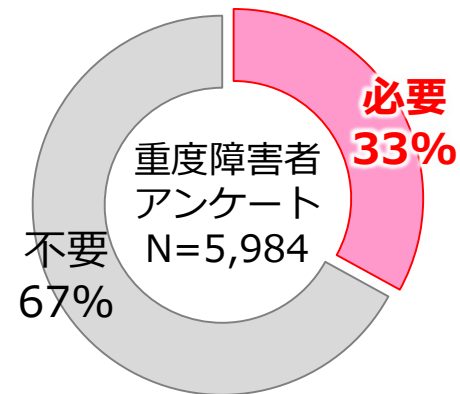
## 【現状・課題】

地域における  
生活の場の整備

身近な地域での  
利用者本位の  
サービス提供



重度障害のある人の  
医療的ケアの要否



## 【施策の方向・主な推進施策】

グループホーム・  
地域生活支援拠点等の整備  
精神科救急医療の構築  
医療的ケア提供体制の整備  
船形コロニーの整備  
震災の教訓を踏まえた  
災害対策等

安心な地域生活

サービスの質の確保・向上

住まい・支援拠点の整備  
セーフティネット構築

介護人材の確保・育成

相談支援体制の充実  
事業所指導・情報公表等  
障害児支援の充実  
発達障害への支援拡充等

研修の充実・受講支援  
介護人材の多能化・流動化  
介護従事者の処遇改善・  
働きやすい環境づくりの支援



## グループホーム整備促進事業

拡充

事業の概要	予算要求額
<p>①精神・重度障害者向けGHの整備, 既存施設の改修への補助 <b>継</b></p> <p>②震災仮設住宅を活用したGHの整備への補助 <b>新</b></p> <p>補助率3/4 (国1/2※, 県1/4, 自己負担1/4)</p> <p>※ 国庫不採択の場合でも国庫分を含めて県が単独で補助</p> <p>補助予定: ①7施設, ②2棟</p>	<p><b>321,959千円</b></p> <p>(対H29当初比 +163,789千円)</p>

## 障害者福祉施設整備費補助

事業の概要	予算要求額
<p>障害福祉サービス事業所等の創設・改築, 防犯対策に対する補助</p> <p>補助率3/4 (国1/2※, 県1/4, 自己負担1/4), 補助予定: 5施設</p> <p>※ 国庫不採択の場合でも県の1/4分は単独で補助</p>	<p><b>265,738千円</b></p> <p>(対H29当初比 ▲130,367千円)</p>

【参考】H29年2月補正予算(国の経済対策)額: 210,958千円(補助予定: 5施設)

- ①自力避難が困難な障害者の利用施設に係る防災・防犯設備の整備
- ②就労移行支援等の日中活動系サービス事業所・GHの整備

## 医療的ケア等体制整備推進事業

拡充

事業の概要	予算要求額
<p><b>1 医療的ケア児支援促進モデル事業</b>（730千円）<b>新</b> 訪問看護STからの看護師受入費用を補助し、 放課後等デイサービス事業所における医療的ケア児受入を促進</p> <p><b>2 医療型短期入所モデル事業</b>（12,536千円）<b>充</b> 医療型短期入所病床の確保（診療報酬との差額・空床時経費の補填）</p> <p><b>3 医療的ケア等コーディネーター配置事業</b>（5,162千円）<b>新</b> 医療型短期入所事業所間の連携、ノウハウの共有、 空床情報等の集約・発信等を行うコーディネーターの配置</p>	<p><b>18,428千円</b> 〔対H29当初比〕 +11,428千円</p>

## 地域生活支援拠点整備推進費

事業の概要	予算要求額
<p>地域生活支援拠点等の整備に対する補助 補助率<b>3/4</b>（国1/2※，県1/4，自己負担1/4），補助予定：1件 ※ 国庫不採択の場合でも国庫分を含めて県が単独で補助</p>	<p><b>297,400千円</b> 〔対H29当初比〕 ▲131,740千円</p>

1 計画策定の趣旨・背景

2 みやぎ障害者プラン（最終案）の概要

**3 宮城県障害福祉計画（最終案）の概要**

# 障害福祉計画の構成

## 1 基本的事項

計画策定の根拠及び趣旨，基本理念，策定の目的，区域の設定，計画期間 など

## 2 提供体制の確保に係る目標

### (1) 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行等

### (2) 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

- ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実，
- ②主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保，
- ③医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置

## 3 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策

### (1) 障害福祉サービスの実施に関する考え方

### (2) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

- ①障害福祉サービス等の必要な量の見込み ②障害児通所支援等の必要な量の見込み
- ③その他の活動指標（医療的ケアコーディネーターの配置，発達障害者支援 など）

### (3) 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策

## 4 障害者支援施設等の必要入所定員総数

## 5 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置

## 6 地域生活支援事業等の実施に関する事項

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	備考
地域生活移行者数	平成29～32年度末までの地域生活移行者数を113人とする	平成28年度末時点の施設入所者数(1,842人)の約6%相当
施設入所者数の削減	設定しない	現行計画と同様

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
圏域・市町村・県ごとの保健, 医療, 福祉関係者による協議の場	平成32年度末までに圏域・市町村・県ごとにそれぞれ協議の場を設置する
1年以上の長期入院患者数	65歳以上: 1,886人以下, 65歳未満: 899人以下
精神病床における早期退院率	3か月: 69%以上, 6か月: 84%以上, 1年: 91%以上

## 3 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに各障害保健福祉圏域に1か所以上



## 4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	備考
年間一般就労移行者数	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を460人とする	平成28年度の一般就労移行者数(291人)の約1.6倍
就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を871人とする	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数(673人)の約29%増
就労移行率3割以上の事業所割合	平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割以上とする	H28実績：46%
就労定着支援事業による職場定着率	就労定着支援の開始から1年後の職場定着率を8割以上とする(H32末)	就労定着支援はH30年4月新設のサービス

## 5 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

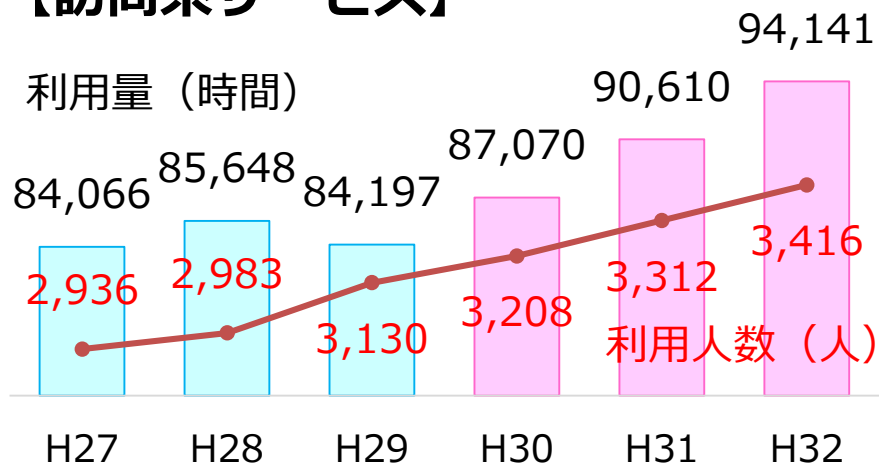
項目	目標
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに各圏域1か所以上
保育所等訪問支援事業所の利用	平成32年度までに各市町村で利用可能
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等サービス事業所の設置	平成32年度末までに各圏域1か所以上
医療的ケア児に関する圏域・市町村・県ごとの保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場	平成30年度末までに圏域・市町村・県ごとにそれぞれ協議の場を設置する

# 支援の種類ごとの見込量等①

計画 P16-



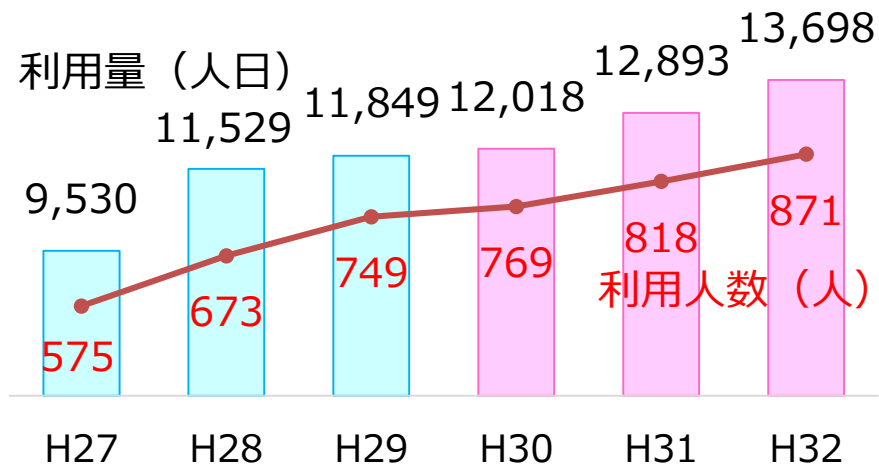
## 【訪問系サービス】



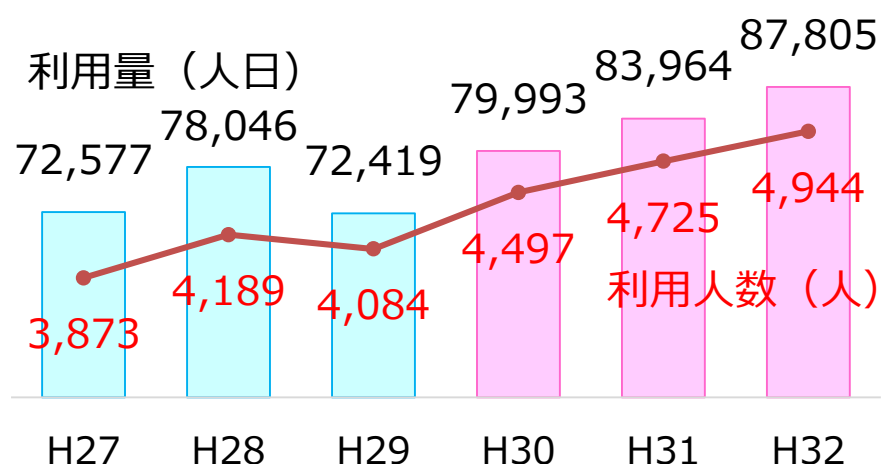
## 【生活介護】



## 【就労移行支援】



## 【就労継続支援B型】



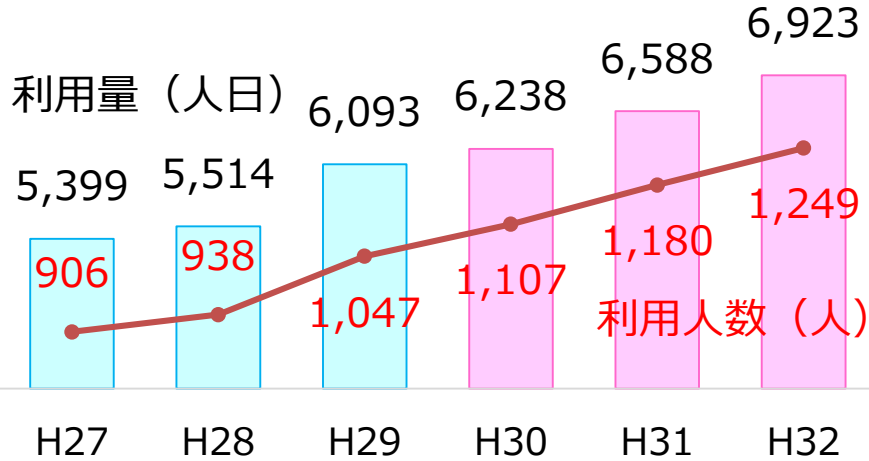
※ 利用 (見込み) 量は1か月当たりの量

# 支援の種類ごとの見込量等②

計画 P25-

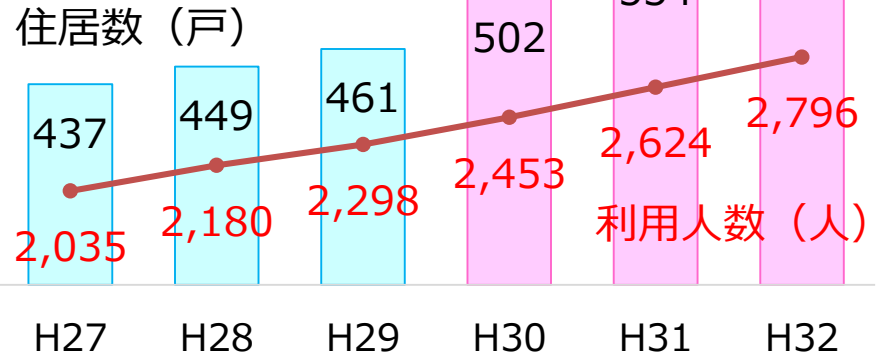


## 【短期入所】

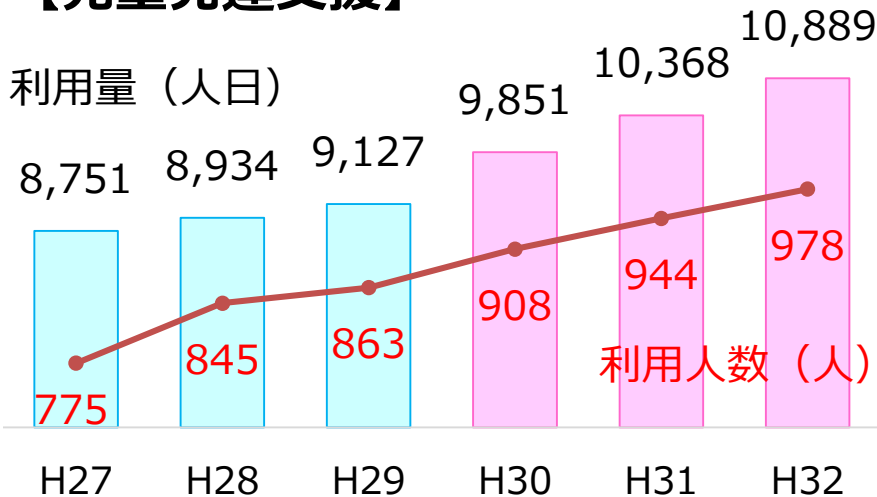


## 【共同生活援助】

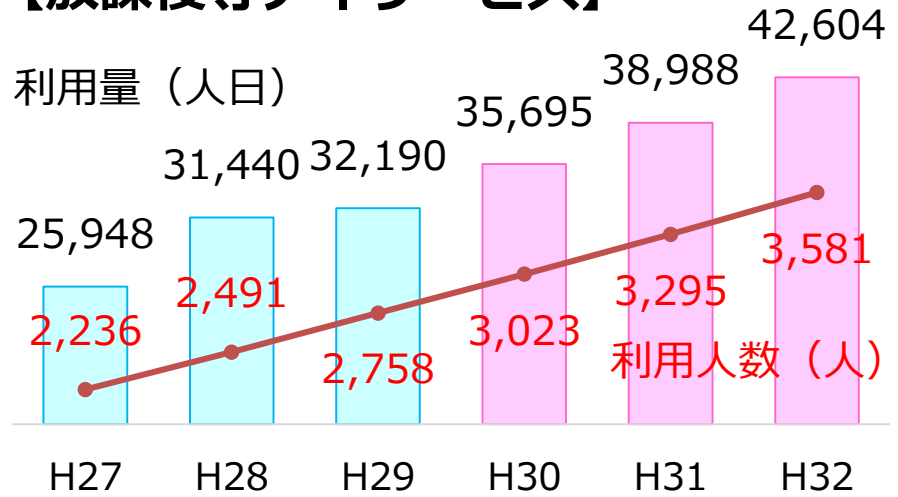
(グループホーム)



## 【児童発達支援】



## 【放課後等デイサービス】



※ 利用 (見込み) 量は1か月当たりの量



# 社会福祉施設の消防用設備等に関する消防法令改正の概要

## もしもの火災から利用者を守る



# 社会福祉施設の安全と安心のために、

## 〈改正の趣旨〉

1. 社会福祉施設等の態様の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設や、福祉関係法令に位置づけられていないもので社会福祉施設等と同様なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置づけを明確にするため消防法施行令別表第1における用途区分の改正が行われました。
2. 平成25年2月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に、ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や通報・消火設備など）の対策について検討が行われ、消防用設備等の基準の改正がなされました。
3. 認知症高齢者グループホーム火災の対策検討の中で、障害者施設等の安全対策についても検討がなされ、併せて改正がなされました。

## 〈改正の概要〉

あなたの施設の消防法上の用途区分は？

### 改正された用途区分により新しく(6)項ロ又は(6)項ハになった施設

**A**「新旧用途別一覧」による新しい用途区分の消防用設備等の設置基準が適用されます。また、改正された用途別の新しい基準が適用されます。

主な消防用設備等の設置基準は、**F**で確認してください。

### 改正前から(6)項ロに該当する施設

スプリンクラー設備及び火災通報装置の基準が改正されました。

原則として面積に関係なく、スプリンクラー設備の設置が必要となります。

火災通報装置を自動火災報知設備と連動して起動させることが必要となります。

詳しくは、**C**で確認してください。

### 改正前から(6)項ハに該当する施設

自動火災報知設備の基準が改正されました。

利用者を入居又は宿泊させる施設の場合、面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要となります。

詳しくは、**D**で確認してください。

# 消防用設備等の基準の改正が行われました。

## 〈改正対象の主な設備〉



## 〈施行スケジュール〉

新築はH27.4/1～全て適用

	施行日及び既存施設の経過措置			
	施行日			
<b>平成25年3月改正</b> (6)項口、ハの用途区分の見直し	▼H27.4/1	▼H28.3/31	▼H29.3/31	▼H30.3/31
消火器、漏電火災警報器、誘導灯	→			
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、火災通報装置、非常警報設備、避難器具	→			
<b>平成25年12月改正</b> (6)項口、ハの消防用設備等の設置強化	★			
スプリンクラー設備の設置の見直し (6) 項口の施設で面積に関係なく (一部施設は275㎡以上)	→			
火災通報装置の起動方法の見直し (6) 項口の施設の装置は自動火災報知設備の作動と連動して起動	→			
自動火災報知設備の設置の見直し (6) 項ハ(入居施設等に限る)で面積に関係なく	→			

# A 新旧用途別一覧(平成27年4月1日施行)

旧 平成27年3月末まで	新 平成27年4月1日から
<b>(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)</b>	
<p>老人短期入所施設            養護老人ホーム            特別養護老人ホーム            有料老人ホーム(一部)            介護老人保健施設            老人短期入所事業を行う施設            認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設            救護施設            乳児院            障害児入所施設            障害者支援施設(一部)            短期入所を行う施設(一部)            共同生活介護を行う施設(一部)</p>	<p>(1) (高齢者施設)            老人短期入所施設            養護老人ホーム            特別養護老人ホーム            軽費老人ホーム※1            有料老人ホーム※1            介護老人保健施設            老人短期入所事業を行う施設            小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1            認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設            その他これらに類するもの※2</p> <p>(2) (生活保護者施設)            救護施設</p> <p>(3) (児童施設)            乳児院</p> <p>(4) (障害児施設)            障害児入所施設</p> <p>(5) (障害者施設)            障害者支援施設※3            短期入所を行う施設又は            共同生活援助を行う施設※3(「短期入所等施設」)</p>
<b>(6) 項八 (老人福祉施設、児童養護施設等)</b>	
<p>老人デイサービスセンター            軽費老人ホーム            老人福祉センター            老人介護支援センター            有料老人ホーム(一部)            老人デイサービス事業を行う施設            小規模多機能型居宅介護事業を行う施設            更生施設            助産施設            保育所            児童養護施設            障害児入所施設            児童自立支援施設            児童家庭支援センター            児童発達支援センター            情緒障害児短期治療施設            児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設            身体障害者福祉センター            障害者支援施設(一部)            地域活動支援センター            福祉ホーム            (障害者のための)生活介護、短期入所、            共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、            就労継続支援、共同生活援助を行う施設(一部)</p>	<p>(1) (高齢者施設)            老人デイサービスセンター            軽費老人ホーム※4            老人福祉センター            老人介護支援センター            有料老人ホーム※4            老人デイサービス事業を行う施設            小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4            その他これらに類するもの※5</p> <p>(2) (生活保護者施設)            更生施設</p> <p>(3) (児童施設)            助産施設            保育所            幼保連携型認定こども園            児童養護施設            児童自立支援施設            児童家庭支援センター            一時預かり事業を行う施設            家庭的保育事業を行う施設            その他これらに類するもの※6</p> <p>(4) (障害児施設)            児童発達支援センター            情緒障害児短期治療施設            児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設</p> <p>(5) (障害者施設)            身体障害者福祉センター            障害者支援施設※7            地域活動支援センター            福祉ホーム            (障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、            就労移行支援、就労継続支援若しくは            共同生活援助を行う施設※8</p>

(注) 新しく用途区分が追加・変更された施設を赤字で記載しています。

# B 用途変更に係る留意事項

## (6) 項口関係

- ※1 避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるもの ⇒（規則5条3項）
  - ・「避難が困難な要介護者を主として入居させる」とは、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」を対象とし、その入居者が、施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断する。
  - ・「避難が困難な要介護者を主として宿泊させる」とは、宿泊業務が常態化し、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」の割合が、当該施設の宿泊利用者全体の半数以上であることを目安として判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）
- ※2 (6) 項口 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条4項）  
避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。
- ※3 避難が困難な障害者を主として入所させるもの ⇒（規則5条5項）
  - ・「避難が困難な障害者等」とは、「障害者総合支援法の障害支援区分が4～6の者」を対象とし、定員の概ね8割を超えることを目安とし判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）

## (6) 項八関係

- ※4 (6) 項口 (1) (高齢者施設) に掲げるものを除く。
- ※5 (6) 項八 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条6項）  
老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。
- ※6 (6) 項八 (3) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条7項）  
業として、乳児若しくは幼児を、一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設。
- ※7 (6) 項口 (5) (障害者施設) に掲げるものを除く。
- ※8 (6) 項口 (5) (障害者施設) 短期入所等施設を除く。

### 〈主な改正通知等一覧〉

#### ◎用途区分が変更となった改正法令

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.3.27 消防予第120号）

#### ○消防法施行令改正に伴う運用等について

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）  
（H25.3.27 消防予第121号）

#### ◎火災を契機として消防用設備等の設置が強化された改正法令

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.12.27 消防予第492号）

#### ○消防法施行令改正に伴う運用等について

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）  
（H26.3.14 消防予第81号）

#### ○スプリンクラー設備の設置を要しない構造等の基準

- ・消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（H26.3.26 消防予第101号）

#### ○スプリンクラー設備の設置を要しないこととする特例基準

- ・小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について  
（H26.3.28 消防予第105号）

#### ○スプリンクラー設備の設置を緩和する際の避難に関する基準

- ・入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について  
（H26.3.28 消防予第110号）

#### ○障害者施設等に係る設置の運用等について

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（H26.3.28 消防予第118号）

# C (6)項ロ「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

(スプリンクラー設備・火災通報装置)

設備	対象	改正内容	施行
スプリンクラー設備 令 12条1項	(6) 項ロ (1) 高齢者施設 (3) 児童施設	275㎡未満の施設にも設置が必要  火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造の施設は除かれる。	平成 27 年 4 月 1 日  既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間
	(6) 項ロ (2) 生活保護者施設 (4) 障害児施設 (5) 障害者施設 の防火対象物で、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの。		
火災通報装置 規則 25条3項	(6) 項ロ、 これら施設を含む (16) 項イ	自動火災報知設備と連動して起動する。(「防災センター」に設置されるものは除かれる。)	

「介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの」とは、乳児、幼児や障害支援区分4以上の者であって、規則12条の3で規定する認定調査項目(「移乗」等)の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」等に該当する者が、利用者の概ね8割を超える施設をいう。

# D (6)項ハ「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

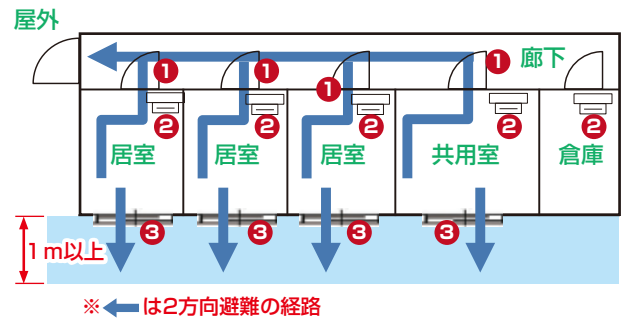
設備	対象	改正内容	施行
自動火災報知設備 令 21条1項	(6) 項ハ (利用者を入居又は宿泊させる施設に限る。)	300㎡未満の施設にも設置が必要	平成 27 年 4 月 1 日  既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間

「入居又は宿泊させる」とは、施設の利用者が夜間に就寝するもので、入院や入所も含む。(H26.3 消防予第118号)

300㎡未満(特定一階段等防火対象物を除く。)の施設の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となる。

# E スプリンクラー設備の設置を要しない構造

従来の構造	規則 12条 の2 1項1号	延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 未満（基準面積） <ul style="list-style-type: none"> <li>○防火区画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室を準耐火構造の壁、床で区画</li> <li>・区画は 100 m<sup>2</sup>以下かつ 4 以上の居室を含まない。</li> </ul> </li> <li>○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料）</li> <li>○扉は防火設備で自動的に閉鎖する。</li> </ul>
	規則 12条 の2 1項2号	延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上（基準面積） <ul style="list-style-type: none"> <li>○防火区画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室を耐火構造の壁、床で区画</li> <li>・区画は 200 m<sup>2</sup>以下</li> </ul> </li> <li>○内装制限あり（同上）</li> <li>○扉は特定防火設備</li> </ul>
新たに設けられた構造	規則 12条 の2 2項1号	延べ面積 100 m <sup>2</sup> 未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>○単一用途</li> <li>○入居者が利用する居室が避難階</li> </ul> <p><b>I 内装不燃化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難経路を準不燃材料</li> <li>○その他の部分を難燃材料</li> </ul>
	規則 12条 の2 2項2号	延べ面積 100 m <sup>2</sup> 未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>○単一用途</li> <li>○入居者が利用する居室が避難階</li> </ul> <p><b>II 内装不燃化を要しない</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>居室区画（扉は自動閉鎖）</li> <li>煙感知器</li> <li>各居室の開口部               <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内外から容易に開放</li> <li>・幅員 1 m 以上の空地に面する。</li> <li>・避難できる大きさ等</li> </ul> </li> <li>2方向避難が確保されている。</li> <li>火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること。</li> </ol>
	規則 12条 の2 3項	共同住宅の一部を施設としたもの（他の用途は存しないもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設部分の延べ面積の合計 275 m<sup>2</sup>未満</li> <li>○防火区画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設部分の各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備）</li> <li>・施設部分の各住戸が 100 m<sup>2</sup>未満</li> </ul> </li> <li>○住戸内               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室および通路に煙感知器</li> <li>・避難経路（他の居室を通過しない。）</li> <li>・居室の通路側扉は自閉式で不燃材料</li> </ul> </li> <li>○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料）</li> </ul>



上記項目に該当しない施設は、スプリンクラー設備の設置が必要です。  
 設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

# F 社会福祉施設の主な消防用設備等

(6) 項ロ (自力避難困難者入所福祉施設等)	
消火器	全 部
屋内消火栓設備	延べ面積 700 ㎡以上
スプリンクラー設備	全 部 (一部施設は延べ面積 275 ㎡以上)
自動火災報知設備	全 部
漏電火災警報器	延べ面積 300 ㎡以上
火災通報装置 ※	全 部 (自動火災報知設備と連動して起動)
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は 10 人以上)
誘導灯	全 部

改正になった  
設置基準

改正になった  
設置基準

(6) 項ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)	
消火器	延べ面積 150 ㎡以上
屋内消火栓設備	延べ面積 700 ㎡以上
スプリンクラー設備	床面積合計 6,000 ㎡以上
自動火災報知設備	全部 (入居・宿泊させるもの)   延べ面積300㎡以上 (入居・宿泊させるもの以外)
漏電火災警報器	延べ面積 300 ㎡以上
火災通報装置 ※	延べ面積 500 ㎡以上
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は 10 人以上)
誘導灯	全 部

改正になった  
設置基準

※火災通報装置とは、消防機関へ通報する火災報知設備

**構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。  
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。**

日本消防設備安全センター  
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

お問い合わせ先



# 高齢者・障害者施設／有床診療所・病院に設置する パッケージ型自動消火設備

【設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正】



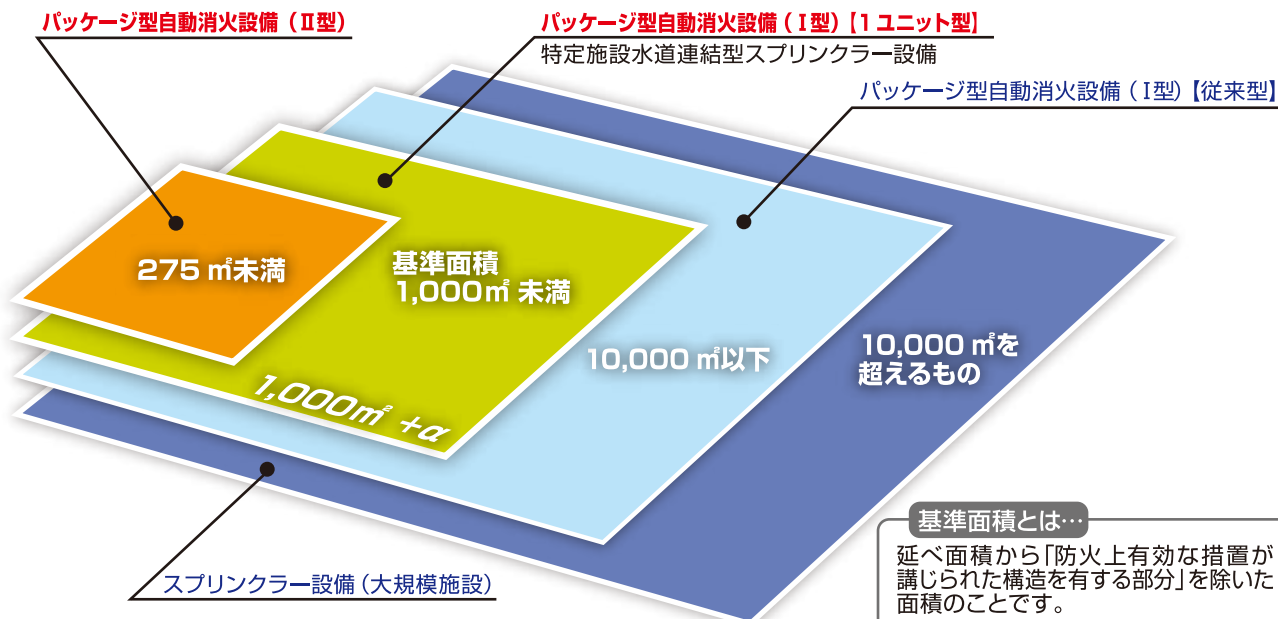
パッケージ型自動消火設備をご存知ですか。

この設備は、**スプリンクラー設備に代えて**設置することができる消火設備です。

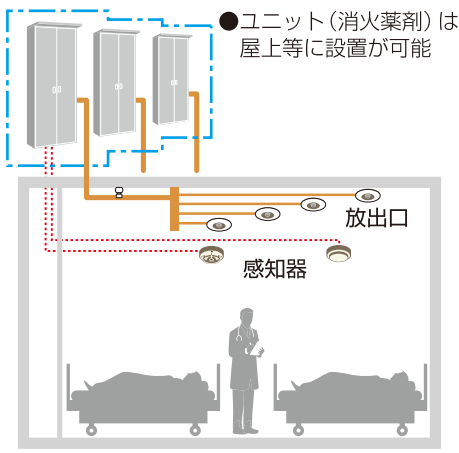
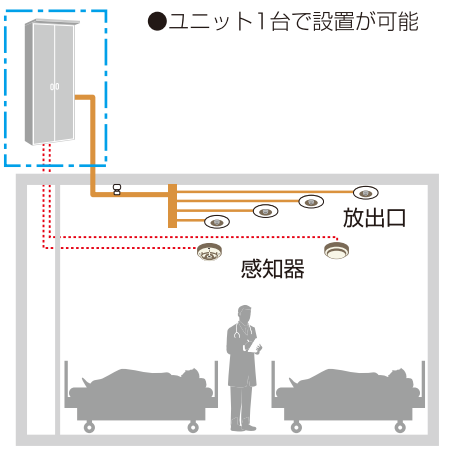
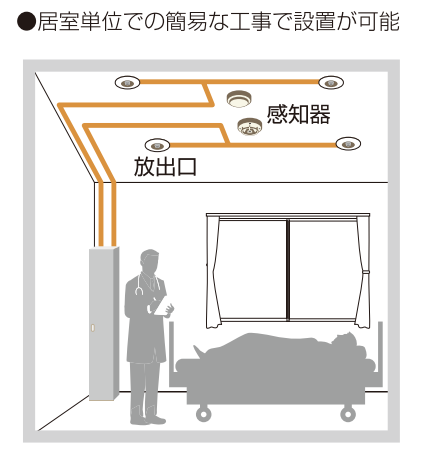
「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号)の改正(平成28年1月29日)

自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられています。

## スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



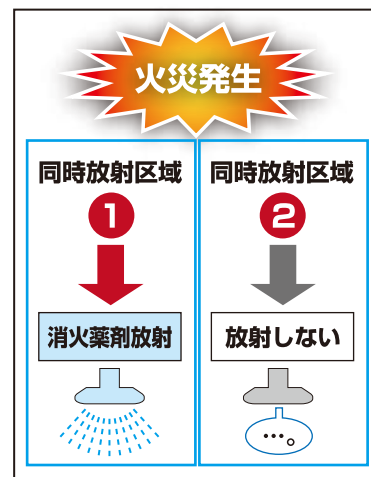
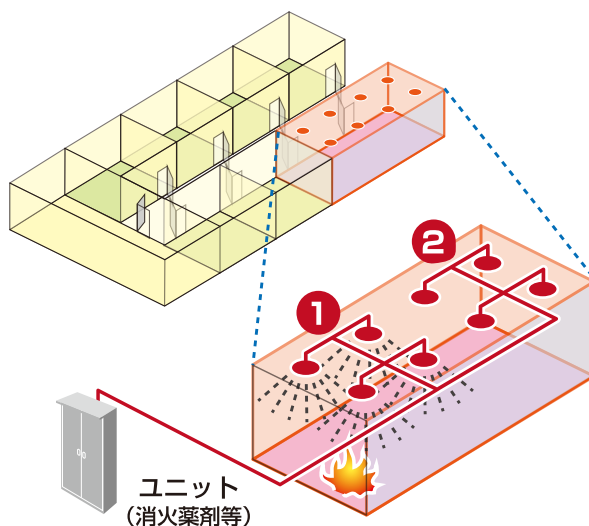
## パッケージ型自動消火設備の種類と特徴

I 型 (従来型)	I 型 (1ユニット型) <span style="float: right; font-size: small;">New</span>	II 型 <span style="float: right; font-size: small;">New</span>
延べ面積10,000㎡以下	基準面積1,000㎡未満 (延べ面積1,000㎡ + α)	延べ面積275㎡未満
 <p>●ユニット(消火薬剤)は屋上等に設置が可能</p>	 <p>●ユニット1台で設置が可能</p>	 <p>●居室単位での簡易な工事で設置が可能</p>

1,000㎡未満の施設に対する設置基準が緩和され、1ユニットのみでの設置が認められました。

### 改正後

避難時間が短くなること等の理由から隣接する居室等に対しても一のパッケージ型自動消火設備を共用することが認められましたが、2以上の同時放射区域からなる広い居室等に設置する場合は、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域の放出口から消火薬剤が放射されないように設置する必要があります。



### 設置の期限

以下の期日までに、スプリンクラー設備等を設置してください。

平成30年 3月31日 (2018年) まで	高齢者福祉施設…………… (6) 項口(1) 救護施設…………… (6) 項口(2)※ 乳児院…………… (6) 項口(3) 障害児入所施設…………… (6) 項口(4)※ 障害者支援施設等…………… (6) 項口(5)※	※介助がなければ避難できない者を主として入所させるものに限る
平成37年 6月30日 (2025年) まで	病院…………… (6) 項イ(1) 有床診療所…………… (6) 項イ(2)	

設置等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関にご相談ください。

一般財団法人日本消防設備安全センター  
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

お問い合わせ先

6項口・ハ用途一覧(福祉法令で見る用途)

項	区分	用途	根拠法令	施設設計(法令による定義)	
6 項 口 (自力避難困難者入所施設等)	(1)	高齢者施設	老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3	老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認める者)又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。
			養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4	養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者)を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
			特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5	特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認める者)又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。
			軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6	軽費老人ホームは、無料又は低額な料金を、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。)とする。
			有料老人ホーム	老人福祉法第29条	有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。))をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。
			介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項	介護老人保健施設とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたもの
			老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項	老人短期入所事業とは、第十条の四第一項第三号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認める者)又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業
			小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項	小規模多機能型居宅介護事業とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認める者)又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業
			認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第6項	認知症対応型老人共同生活援助事業とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。))が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認める者)又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業
			その他これらに類するもの		避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設
(2)	生活保護者施設	救護施設	生活保護法第38条第2項	救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。	
(3)	児童施設	乳児院	児童福祉法第37条	乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。	
(4)	障害児施設	障害児入所施設	児童福祉法第42条	障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神上に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。))又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童)を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療	
(5)	障害者施設	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項	障害者支援施設とは、障害者(身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。))のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるもの(以下「障害者」という。))の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの)につき、施設入所支援(その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。)を行う施設(のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。)	
		短期入所を行う施設	障害者総合支援法第5条第8項	短期入所とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること	
		共同生活援助を行う施設	障害者総合支援法第5条第15項	共同生活援助とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと	
6 項 ハ	(1)	高齢者施設	老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2	老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認める者)又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。))を合わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。
軽費老人ホーム				6項口(1)となるものを除く。	
老人福祉センター			老人福祉法第20条の7	老人福祉センターは、無料又は低額な料金を、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設	
老人介護支援センター			老人福祉法第20条の7の2	老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。	
有料老人ホーム				6項口(1)となるものを除く。	

		老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項	老人デイサービス事業とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者(六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認める者)又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)であつて厚生労働省令で定めるもの
		小規模多機能型居宅介護事業を行う施設		6項口(1)となるものを除く。
		その他これらに類するもの		老人に対して、業として入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設で6項口(1)となるものを除く。
(2)	生活保護者施設	更生施設	生活保護法第38条第3項	更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
(3)	児童施設	助産施設	児童福祉法第36条	助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。
		保育所	児童福祉法第39条	保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。
		幼保連携型認定こども園	児童福祉法第39条の2	幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。
		児童養護施設	児童福祉法第41条	児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。
		児童心理治療施設	児童福祉法第43条の2	児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難になった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
		児童家庭支援センター	児童福祉法第44条の2	児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。
		一時預かり事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項	一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。))を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。))その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。
		家庭的保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第9項	家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。))であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。))の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。))において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)) 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。))において、家庭的保育者による保育を行う事業
		その他これらに類するもの		業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設で6項口となるものを除く。
(4)	障害児施設	児童発達支援センター	児童福祉法第43条	児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。 一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療
		児童心理治療施設	児童福祉法第43条の2	情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
		児童発達支援事業を行う施設	児童福祉法第6条の2の2第2項	児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
		放課後等デイサービス事業を行う施設	児童福祉法第6条の2の2第4項	放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。))に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
(5)	障害者施設	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条	身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金を、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。
		障害者支援施設		6項口(5)となるものを除く。
		地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項	地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
		福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第26項	福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。
		生活介護を行う施設	障害者総合支援法第5条第7項	生活介護とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
		短期入所を行う施設		6項口(5)となるものを除く。
		自立訓練を行う施設	障害者総合支援法第5条第12項	自立訓練とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
		就労移行支援を行う施設	障害者総合支援法第5条第13項	就労移行支援とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
		就労継続支援を行う施設	障害者総合支援法第5条第14項	就労継続支援とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
				共同生活援助を行う施設

法令の略称

障害者総合支援法: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

利用者等のみなさまの安心・安全のために・・・

# 違反対象物の公表制度

平成26年10月1日からスタート

仙台市消防局から  
大切な  
お知らせです！



仙台市消防局マスコット  
防災まさむね君

消防法令違反の建物を  
仙台市のホームページに公表します。



## 公表の対象となる建物

不特定多数の人が利用する建物

劇場・映画館・遊技場・飲食店・百貨店・旅館・ホテル・病院・  
社会福祉施設など

## 公表の対象となる法令違反

- ・屋内消火栓設備未設置
- ・スプリンクラー設備未設置
- ・自動火災報知設備未設置

## 公表の内容

- ・建物の名称【例：〇〇ビル】
- ・所在地 【例：仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号】
- ・消防法令違反の内容  
【例：スプリンクラー設備未設置（防火対象物全体）】

# 仙台市消防局

# 違反対象物の公表制度

火災予防条例の一部が改正され、消防法令に重大な違反のある建物について違反内容等を公表する制度が、平成26年10月1日から施行されます。

## 目的

建物の危険性に関する情報を利用者等に提供するため、重大な消防法令違反のある建物について、建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による防火安全性の確立を促す制度です。

## 公表の対象となる建物

不特定多数の人が利用する建物

劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設などが対象となります。

## 公表の対象となる法令違反の内容

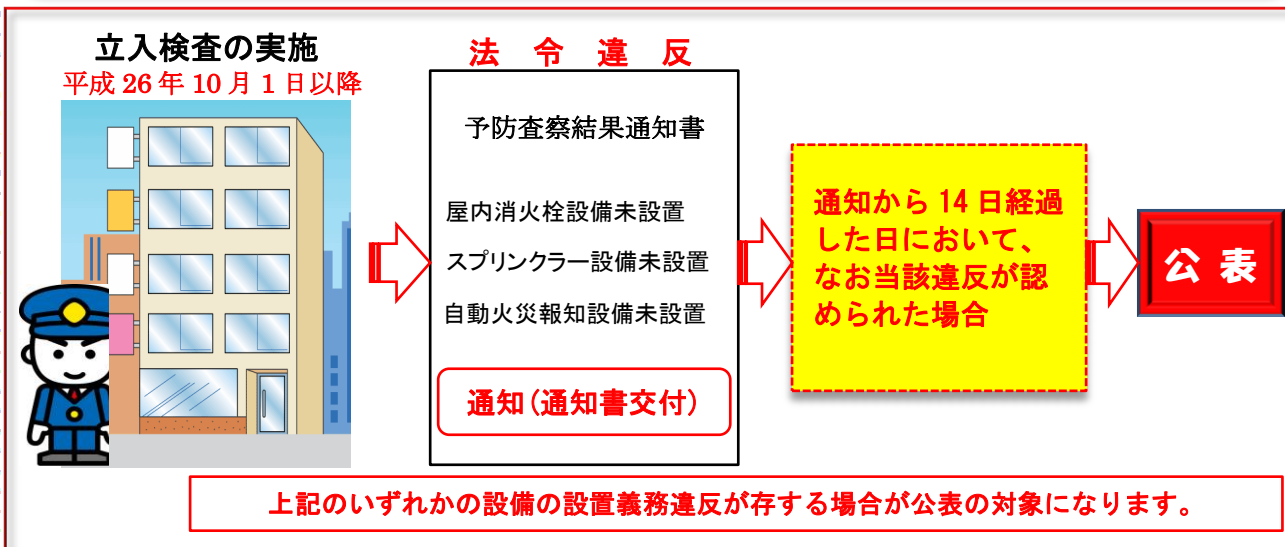
消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置による設置義務違反

## 公表の方法

違反対象物は、仙台市ホームページ (<http://www.city.sendai.jp/>) に掲載します。

## 公表の内容

- ・建物の名称 【例：〇〇ビル】
- ・所在地 【例：仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号】
- ・消防法令違反の内容 【例：スプリンクラー設備未設置（防火対象物全体）】



# 違反対象物公表制度

# 消防法令違反の 建物を公表します。

平成30年  
4月1日から  
運用開始！



## 違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

### 公表の対象となる建物は

飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物、社会福祉施設や児童福祉施設などで避難することが困難な方が利用する建物です。(公表対象となる建物は裏面に記載)

### 重大な消防法令違反とは

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない違反です。

### 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に重大な消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

### 公表する内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③消防法令違反の内容
- ④消防法令違反の根拠
- ⑤公表した日



### 公表の方法は

大崎消防本部のホームページへ掲載します。(違反が是正されるまで掲載されます。)

## 建物関係者の方へ

あなたの所有する建物を、増改築や模様替えなどを行う場合は、消防用設備が必要となる場合がありますので、事前に最寄の消防署にご相談ください。

《大崎消防本部予防課》 ☎24-4268

- ◆大崎管内の各消防署所 ☎〜〜
- 古川消防署 22-2351
  - ・志田分署 56-2546
  - ・田尻分署 39-0630
  - ・三本木出張所 52-2510

- 鳴子消防署 82-2349
- ・岩出山分署 72-1560
- 加美消防署 63-2003
- ・西部分署 67-2369
- 遠田消防署 43-2351



## 運営規程等の整備について（障害児通所支援）

180323 宮城県障害福祉課

厚生労働省令の改正等に伴い、殆どの指定障害児通所支援事業所で、平成 30 年 4 月 1 日までに、運営規程等を変更する必要があります。それ以外で疑義や指摘の多かった事例等と合わせて、対応が必要な主な事項をまとめましたので、ご確認ください。

### 1 従業者の職種、員数及び職務の内容 [条例第 6 条、第 32 条等]

- ◆直接処遇職員に係る人員基準の見直し（及び経過措置終了）に伴い、「職種」等の変更が必要
- ◆「指導員」という名称は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止

【新】	【旧】
児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	指導員又は保育士

※既存の指定児童発達支援事業所（指定日が平成 30 年 3 月以前）は、平成 31 年 4 月 1 日から適用

#### 【必要な対応】

- ①新たな基準に沿って、職種に係る規定を変更する。 **例** 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- ②従来の「指導員」を今後も配置する場合は、「その他の従業者」として記載する。

### 2 営業日及び営業時間 [条例第 6 条、規則第 33 条等]

- ◆営業日や営業時間外での支援について、報酬を算定している事例
- ◆報酬と比較して、営業時間やサービス提供時間が著しく短い事例
- ◆営業時間等として運営規程等に定めているにも拘わらず、適切に人員を配置していない事例

運営規程等の定めに沿って、下記のとおり人員を配置する必要があります。

#### ◆「営業時間」

事業所に直接処遇職員を配置し、児童を受け入れる体制を整える。

※研修等で事業所外にいる場合等は、「配置」にはあたりません。

#### ◆「サービス提供時間」

受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たす。

#### ◆「適切に人員を配置していない事例」

営業時間等の中に、下記のような時間帯を含む場合は、「適切に人員を配置していない」と判断します。

①送迎のみを行っている時間

※送迎の際に、直接処遇職員が 1 人以上事業所に配置されている場合を除く（cf：H27 国 Q&A）。

②指定障害児通所支援事業所の人員及び設備で児童を受け入れることができない時間

③事業所のパンフレット等で支援の提供を行う時間から除いている等、事実上受入を拒否している時間

#### 【必要な対応】

①運営規程に定める営業時間やサービス提供時間の見直し又は人員配置の見直し

※必要な見直しが行われない場合は、開所時間減算の対象となることがあります。

※営業時間とサービス提供時間を別に定めている事業所の場合、減算の有無は、後者を元に判断します。

### 3 利用定員 [規則第 34 条等]

- ◆災害等のやむを得ない事情がないにも拘わらず、定員を超えてサービスを提供している事例
- ◆「減算にならなければ受け入れ可能」という考えは誤り



【必要な対応】

- ①運営規程に定める利用定員を変更する。 又は ②利用定員内での受け入れを行う。

4 通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 [規則第 17 条, 第 18 条等]

- ◆報酬改定に伴い、基本報酬や加算の単位数が変更（又は新設）
- ◆「その他の日常生活費」として不適当な費用を通所給付決定保護者から徴収している事例

◆「その他の日常生活費」とは？

下記のような物品を、障害児及び通所給付決定保護者の希望によって、事業者が提供する場合に係る費用

- ①身の回り品として日常生活に必要なもの
- ②教養娯楽等として日常生活に必要なもの

◆「その他の日常生活費」に含まれないものの例

- ①使途が、直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させると認められない費用
  - 例 キャンセル料
- ②内訳が明らかでない、曖昧な名目による費用
  - 例 お世話料, 管理協力費, 共益費, 施設利用補償金
- ③障害児及び通所給付決定保護者の自由な選択に基づかない費用
  - すべての障害児に対して一律に提供する物品や教養娯楽に係る費用
    - 例 すべての障害児が共用するトイレトーパー代等

【必要な対応】

- ①新たな報酬体系に沿った規定に変更する。  
 ②当該費用の徴収を取りやめる 又は 希望者のみから徴収するよう改める等

5 その他

(1) 留意事項

- ◆この資料は、実地指導等で指摘の多い事例や疑義の多い事項等を抜粋したものです。  
各事業所の運営規程等に定めるべき事項の一覧は、規則第 32 条をご参照ください。
- ◆この資料の内容は、今後発出される国解釈通知等により変更される可能性があります。
- ◆県への変更届の提出期限については、別にお知らせするとおりです。

(2) 関係法令等

- ◆**条例** 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成 24 年 12 月 20 日, 宮城県条例第 93 号)
  - ◆**規則** 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則  
(平成 25 年 3 月 29 日, 宮城県規則第 45 号)
- ※全て、放課後等デイサービスについて準用する場合を含みます。改正前の規定を引用しています。

(3) 問い合わせ先

指定障害児通所支援事業所 (指定障害福祉サービスとの多機能型又は児童発達支援センターに限る)	障害福祉課在宅支援班
上記を除く指定障害児通所支援事業所	各保健福祉事務所・地域事務所 母子・障害(第二)班

※仙台市内の事業所については、仙台市にお問い合わせください。

## 【暫定版】直接処遇職員の要件確認に係る提出書類一覧(障害児通所支援)

児童指導員等の配置を届け出る際には、変更届及びその添付書類とあわせて、下記の書類を提出してください。

### 1 児童指導員

	要件	提出書類	備考
1	知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	■卒業証書又は卒業証明書等の写し	
2	社会福祉士の資格を有する者	■登録証の写し	
3	精神保健福祉士の資格を有する者	■登録証の写し	
4	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	■卒業証書又は卒業証明書等の写し	・卒業した学科、課程、コース等の名称が分かるもの ・「専修」が要件であるため、社会福祉学等の「単位を取得した」だけでは該当しません。
5	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	■「認められた」ことが分かる書類の写し	
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	■修了証書又は修了証明書等の写し	・修了した学科、課程、コース等の名称が分かるもの ・「専攻」が要件であるため、社会福祉学等の「単位を取得した」だけでは該当しません。
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	■卒業証書又は卒業証明書等の写し	・卒業した学科、課程、コース等の名称が分かるもの ・可能な限り、日本語又は英語のもの
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	■卒業証書又は卒業証明書等の写し ■実務経験証明書(別記様式第21号)	・「児童福祉事業」に2年以上従事したことが分かるもの ・1年=180日
9	学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者	■教員免許状の写し	・失効していないもの
10	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者	■実務経験証明書(別記様式第21号)	・「児童福祉事業」に3年以上従事したことが分かるもの ・1年=180日

### 2 保育士

	要件	提出書類	備考
	国家資格	■資格証の写し	

### 3 障害福祉サービス経験者

	要件	提出書類	備考
	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者	■卒業証書又は卒業証明書等の写し ■実務経験証明書(別記様式第21号)	・「障害福祉サービス」に2年以上従事したことが分かるもの ・1年=180日

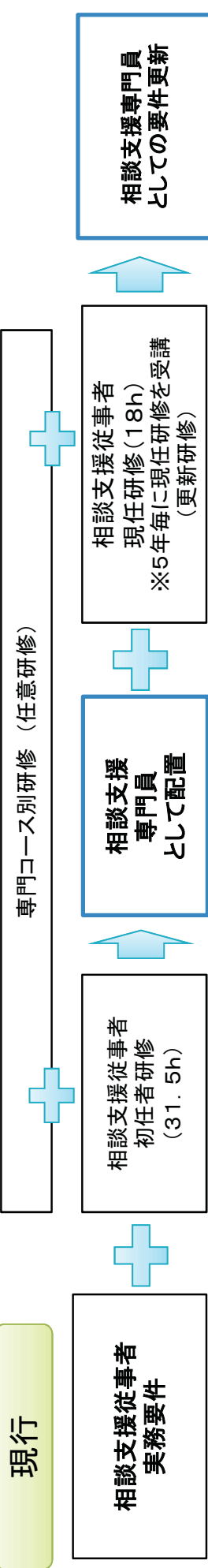
#### 【出典】

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月29日、宮城県規則第37号)
- ・指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月29日、宮城県規則第45号)

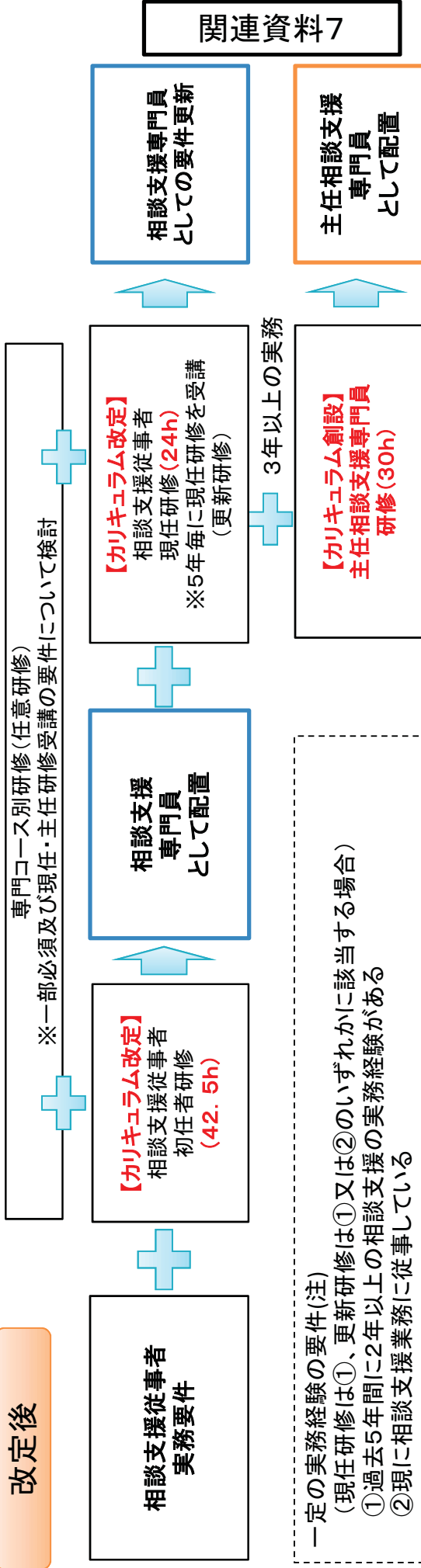
# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のキャリアラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いつながらスキルアップできるように、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧キャリアラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、**相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。**

## 現行



## 改定後



一定の実務経験の要件(注)

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
- ②現に相談支援業務に従事している

# 見直しのスケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
初任者研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施	都道府県による旧カリキュラムの研修実施	都道府県による新カリキュラムの研修開始	都道府県による新カリキュラムの研修開始
現任研修 (更新研修)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラムの告示改正</li> <li>・新カリキュラムの内容等について周知</li> </ul>	都道府県による新カリキュラムの研修開始	
主任相談支援 専門員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告示新設</li> <li>※報酬告示も見直し</li> </ul>		国による研修の実施	関連資料8 準備が整い次第、都道府県による研修を順次実施

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いつながりながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、**実践研修・更新研修の受講に当たって、一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

### 現行

サービス管理責任者実務要件  
児童発達支援管理責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を受講(11.5h)  
サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者  
として配置

### 改定後

**【一部緩和】**  
サービス管理責任者実務要件  
児童発達支援管理責任者実務要件  
※ 実務要件に2年満たない段階から、基礎研修の受講可

**【改定】基礎研修**  
相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を受講(11h)  
サービス管理責任者等研修(統一)研修講義・演習を受講(17.5h)

**【新規創設】**  
サービス管理責任者等**実践研修**  
(16.5h)

サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者  
として配置

**【新規創設】**  
サービス管理責任者等**更新研修**  
(6h程度)  
※5年毎に受講

研修資料 9

**【新規創設】** 専門コース別研修(任意研修)

(注)一定の実務経験の要件  
・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある  
・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

OUT  
一部業務  
可能

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

